

意見書

平成 21 年 1 月 15 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課 御中

郵便番号 105-0013

(ふりがな) とうきょうと みなとく はままつちょう

住所: 東京都港区浜松町 2-2-12

(ふりがな) じょうほううしんねっとわーくさんぎょうきょうかい

名称: 情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)

(ふりがな) すけむね よしゆき

専務理事: 資宗 克行



「IPネットワーク管理・人材研究会」報告書案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「IPネットワーク管理、人材研究会」報告書案への意見

| 頁 | 項目 | 意見 |
|-----------|------------------------------|---|
| p.42～p.54 | 第 5 章 IP化の進展に対応したネットワーク管理 | 5章の内容に賛同します。 特に、電気通信主任技術者の選定基準の見直しについて、実務経験を考慮した新資格の創設について、建設業法上の監理技術者等への展開が開ける可能性があり、実務経験の担保方法や経過措置の在り方等について更に検討を進めることが必要と考える。 |
| p.55～p.56 | 第 6 章 端末設備等のセキュリティ対策 | 宅内無線 LAN 等の機器を利用するケースの場合、情報漏洩等に係るリスク低減の観点から、適正なセキュリティ対策を実施するために、ユーザ宅の無線 LAN セキュリティ設定を「工事担任者資格保有者」または「民間資格を有する専門家」を活用する旨の記載がされているが、最近の無線 LAN 等機器は工場出荷時に暗号化が初期設定されている機器が増えており、その状態で使用することでセキュリティ対策はされている。 ユーザ宅の無線 LAN セキュリティ設定を上記の「有資格者」に行わせることは、ユーザが無線 LAN 機器を増設する場合、「有資格者」の訪問を待つまで増設機器が使用開始できない、また、その都度費用が発生する等実際を使用するユーザの利便性を著しく損なうものであると考え、端末機器側の対処の実態を踏まえて、検討を加えることが必要であり、現状通りユーザによる設定とすべきと考える。 |